

第 5 回
石狩市地域防災計画・水防計画
改訂検討委員会
議 事 次 第

日 時：平成 24 年 8 月 3 日（金）15：00～17：00
場 所：石狩市役所 4 階 401・402 会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶.....15:00～15:05
3. 前回議事録の確認.....15:05～15:15
 - (1) 前回議事の概要
4. 意見交換.....16:30～17:00
 - (1) 情報提供 これまでのまとめ
 - (2) グループ別意見交換
 - ・避難勧告・指示の発令
 - ・情報提供・取得・伝達
 - ・避難行動
 - (3) 全体意見交換
 - (4) 委員長総括
5. その他
 - (1) 次回以降の開催予定について
 - ・第 6 回検討委員会 予定 8 月 30 日（木）
 - ・第 7 回検討委員会
7. 閉会

第5回 石狩市地域防災計画・水防計画 改訂検討委員会

平成24年8月3日(金)
石狩市役所4階 401・402会議室

(1) 避難勧告・指示の発令

これまでの意見を振り返って、防災計画における市民の役割（自助・共助）の記載を考える

～ 第7回までの検討テーマ(予定) ～

第2回・第3回・第4回	第5回	第6回・第7回
発災時の検討	中間とりまとめ	被災時・避難後の検討
【第2回】 避難勧告・指示発令 【第3回】 情報提供・取得・伝達 【第4回】 避難行動(各災害の 避難場所・ルート等)	第2回～第4回の 防災計画の記載イメージ	【第6回】 災害時要援護者の 避難支援対策 応急対策 【第7回】 避難所運営



(1) 避難勧告・指示の発令

記載のポイント 避難勧告・指示の発表基準や自主避難すべき場合を解説

- ・市民がどのような場合に避難勧告や指示が発令されるか、理解を図るため、市の発表基準を洪水・地震等の災害種別毎に事例を含めて解説する。
- ・市民が自宅や学校・職場等で異常現象を発見した場合に、取るべき行動の判断基準となるような異常現象等のガイドラインとして事例を列記

現状の記載

避難勧告及び指示の基準は、次のとおりとする。

(1) 事前避難(避難勧告)

- ア 大雨・暴風・洪水等の警報が発令され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。
- イ 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- ウ その他諸般の状況避難準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。

(2) 緊急避難(避難指示)

事前避難のいとまがない場合、例えば地震、津波、火災、洪水等による被害が、目前に切迫しているときは、至近の安全場所に緊急に避難させる。

(3) 収容避難

災害によって被害を受け、又は受けるおそれのある者の生活の救済を図るため、応急生活の可能な場所に収容する。



(1) 避難勧告・指示の発令【情報の種類】

・避難情報の種類とその場合に市民が取るべき行動を解説

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断させた状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

(1) 避難勧告・指示の発令【水害1】

変更案 現状の避難勧告・指示の基準を表に加えて
図解を追加 (発令基準は改訂検討中)

河川名	〇〇川	水位観測所	▽▽地点
対象地区	〇〇地区、××地区		
避難準備(要援護者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫注意水位(0.0m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 当町に洪水警報が発表した場合 		
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が避難判断水位(0.0m)に達した場合 河川管理施設の異常を確認した場合 		
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫危険水位相当(0.0m)に到達した場合 河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合 		

河川、観測所毎に基準を明示
 避難準備情報、勧告、指示毎に避難判断の基準の水位を明示
 観測点の位置を地図で明示
 各水位の意味を図で解説

【雨量・水位観測所】

河川名	種別	観測所名	指定水位	警戒水位	計画高水位
石狩川	水位	石狩河口	0.80m	1.00m	2.82m
石狩川	水位雨量	石狩	1.00m	1.20m	3.44m
茨戸川	水位	茨戸	0.90m	1.20m	1.72m

(1) 避難勧告・指示の発令【水害2】

変更案 現状の避難勧告・指示の基準を表に加えて
図解を追加 (発令基準は改訂検討中)

対象地区	△△地区、▽▽地区
避難準備(要援護者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> 避難を伴うような浸水、<u>道路冠水になると予想される場合</u> 大雨警報(浸水害)が発表された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 安全のため早めの避難を促す場合 大雨警報(浸水害)が発表され、<u>浸水被害になると予想される場合</u>

浸水被害が予想される具体的な事例を明示
 例) ・道路側溝があふれている
 ・マンホールから水が噴き出している
 ・河川の水位が上昇し、支流河川から本川に流れない状況になっている

(1) 避難勧告・指示の発令【土砂災害】

変更案

現状の避難勧告・指示の基準を表に加えて
図解を追加（発令基準は改訂検討中）

対象地区	・ 避難すべき区域の全部
避難準備(要援護者避難)情報	・ 大雨警報（土砂災害）* が発表され、 <u>近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）</u> が発見された場合 <small>*雨量基準ではなく、土壌雨量指数基準を超過して発表される大雨警報</small>
避難勧告	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 近隣で前兆現象（ <u>溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生</u> ）が発見された場合
避難指示	・ 近隣で土砂災害が発生した場合 ・ 近隣で土砂移動現象、 <u>前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）</u> の発見された場合

土砂災害の前兆的現象を解説

例) 土石流 川の水の濁り、流木。川の水位の変化、地鳴り、山鳴りがけ崩れ 崖斜面からの湧水。崖斜面のはらみ、割れ目

など

土砂災害警戒情報の取得方法(道庁HP)を解説

(1) 避難勧告・指示の発令【津波】

変更案

気象庁の「新しい形式」での津波警報に対応して、
 警報の内容に応じた避難情報の発令基準を検討
 (平成25年3月から運用開始予定)

	警報・注意報の分類	津波の高さ予想の区分			発表する津波の高さ	
		現行	改善後	発表基準	数値表現	定性的表現
避難指示	<u>大津波警報</u>	10m 以上	10m～	10m < 予想高さ	10m 超	巨大
		8m		5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
		6m		3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	
		4m				
避難勧告	<u>津波警報</u>	3m	1m～ 3m	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
		2m				
避難準備情報	<u>津波注意報</u>	0.5m	0.2m～ 1m	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

・発表される津波情報の種類と発令される避難情報の関係を整理

・基本的知識として、沿岸での津波の高さと、浸水する地域(標高)と高さとの関係を図で解説
 (場所によって津波高さの4倍)

(1) 避難勧告・指示の発令【地震】

変更案

- ・地震の場合は、突発的に発生するため、事前の避難情報発令基準は定めない。
- ・地震により以下の状況が発生した場合に、避難すべき状況を事例で整理する

記載例

以下の事項の内、

- 2以上の項目が該当する地域には、避難指示を発令する。
- 1以上の項目が該当する地域には、避難勧告を発令する。

- 1) 地震の揺れや液状化により住宅が損壊し、住宅の安全が確認出来ない場合
- 2) 広域な地震に伴って火災が発生し、延焼の危険がある場合
- 3) 地震被害に伴う停電、断水、その他の理由により、住宅での生活が困難な場合
- 4) 余震により、被害が拡大するおそれがある場合

大規模かつ広域な地震の場合、市の避難情報の発令を待たずに、市民の自主的な判断で避難することを計画に記載する。

(2) 情報提供・取得・伝達

記載のポイント 市民の平常時から災害情報収集の努力義務の明示

- ・市が実施する情報提供の他、各種防災関係機関の情報提供方法を計画に明記
- ・防災の基本的知識の取得（自助）ならび周知（共助・公助）の努力義務を明記

記載案

市は、平常時から災害情報や避難勧告・指示の伝達手段を整備点検し、災害時および災害発生のおそれがある場合は、速やかに市民に伝達できるよう準備する。

市民は、平常時から気象予警報やその他の災害情報に注意し、市の発表する情報提供手段を把握し、災害情報や避難勧告・指示の情報を取得できるよう準備しておかなければならない。

市民が防災情報等を取得する手段として以下のようなものがある。

- 石狩市メール配信サービス
- エリアメール
- サイレン・警鐘
- 放送設備のある車両（消防車、広報車）
- 避難場所の防災行政無線
- 広報紙、チラシ類の印刷物の利用
- 市公式ツイッター（8月1日運用開始）

(2) 情報提供・取得・伝達

記載のポイント 異常現象発見時・避難情報発表時における市民の努力義務を明示

- ・異常現象等発見時の市民の通報義務ならびに通報手段・通報先を明記
- ・避難勧告や指示の発表前であっても、自らの判断で避難し、自らを生命を守る努力義務を有することを明記

現状の記載

災害の発生及び発生するおそれのある異常な現象(例えば、激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、火災、爆発等)を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

変更案

風水害・土砂災害などで、災害が発生するおそれのある下記のような異常な現象を発見した者は、消防(119番)または警察(110番)に通報しなければならない。

記載例

洪水 川の水位が河川敷以上にあがる。道路のマンホールから水があふれる。
土石流 川が流れが濁り、流木が混じる。増水していた川の水位が下がる。山鳴りがする。
がけ崩れ がけに割れ目ができる。崖から水がわき出る。小石が落ちてくる

など

市防災計画での文章の記載に加え、地区毎の計画や広報ではイラスト等を追加する

(3) 避難行動

記載のポイント 市民が平常時から準備すべき事項を明記

- ・平常時から準備しておくべき事項や、物品(備蓄ならびに非常持ち出し品)のガイドライン(参考 石狩市くらしの便利帳 P40、P43)

記載案

平常時からの準備(1) 平常時の準備

- ・災害の発生を想定し、市が指定する避難場所の他、避難可能な場所を確認しておく
- ・平常時から安全な避難路を確認し、徒歩での避難所要時間を把握しておく。
- ・テレビ、ラジオ等の報道の他、市の発表する防災情報、避難勧告・指示を取得する手段を確保しておく。
- ・毎日の天気予報や気象予警報等を取得し、台風や大雨、竜巻等の悪天候に事前に注意を払う。
- ・避難後に家族が連絡を取り合う手段や、集合する場所を決めておく
- ・一人での避難が困難な場合(災害時要援護者)や、家族に災害時要援護者が居る場合は、地域などと相談して避難時に援助を受けられるか相談しておく。
- ・災害時において家族が3日間程度生活できる食料・飲料水等を備蓄しておく
- ・避難時にすぐに持ち出し可能な『非常持ち出し品』を準備しておく



(3) 避難行動

記載のポイント 市民が平常時から準備すべき事項を明記

- ・平常時から準備しておくべき事項や、物品（備蓄ならびに非常持ち出し品）のガイドライン（参考 石狩市くらしの便利帳 P40、P43）

記載案

平常時からの準備(2) 非常持ちだし品・備蓄品の準備

【非常持ち出し品】

- ・非常食、飲料水(2食分程度)
- ・ラジオ等の情報収集手段
- ・懐中電灯
- ・乾電池
- ・衣類(下着、ジャンパー、手袋、靴下等)
- ・防寒用品(雨具、カイロ、防寒シート等)
- ・常備薬、救急用品
- ・洗面具(歯ブラシ、タオル、石けん等)
- ・ヘルメット、安全帽等
- ・生活必需品
(メガネ、コンタクトレンズ、入れ歯等)
- ・貴重品類(現金、カード等)
- ・その他(マッチ、ライター、ビニール袋、ひも、ナイフ、缶切り等)

【備蓄品】

- ・食料品(3日分程度)
- ・飲料水(一人1日3リットル×3日分)
- ・ガスコンロ、ガスの換えカセット
- ・洗面具(歯ブラシ、タオル、石けん等)
- ・予備乾電池
- ・消火器
- ・使いすて食器類
- ・サランラップ等、ペーパータオル等
- ・紙おむつ、ミルク等、
(乳幼児がいる家庭の場合)
- ・大人用おむつ
(必要な方が居る場合)



(3) 避難行動

記載のポイント 避難行動に留意すべき点（避難ガイドライン）を明記

- ・避難時に注意すべき点を事例を含めて明記

記載案

避難時の注意点(1) 避難前の準備(被害拡大の防止)

- ・災害情報や避難情報に注意を払い、早めの避難の準備、避難開始を心がける
- ・避難場所を確認し、できるだけ安全に避難できる経路を選択する。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を確認し、危険を感じたら市の避難勧告等の発令をまたず、自主的に避難する。
- ・非常持ち出し品袋の内容を確認し、必要な常備薬等を準備する



(3) 避難行動

記載のポイント 避難行動に留意すべき点（避難ガイドライン）を明記

- ・避難時に注意すべき点を事例を含めて明記

記載案

避難時の注意点(2) 避難時の心構え

- ・出来るだけ車での避難を避け、徒歩で避難する。
- ・避難途中に、老人や子供、災害時要援護者、けが人が避難しているのを見かけたら、協力して避難する。
- ・市や消防からの避難の呼びかけ(避難勧告・指示の発令)があった場合は、速やかに避難を開始する。
- ・避難するときは動きやすく、気温等の気象状況に応じた服装を心がける。
- ・避難する場合は、近隣にも声をかけ出来るだけ複数人での行動を心がける。
- ・ガスの元栓を閉め、電気製品のスイッチ、電気のブレーカーを切る
- ・道路上に車両等を放置しない。やむを得ず道路上に車両を置く場合は、鍵をつけておく



(3) 避難行動

記載のポイント 避難行動に留意すべき点（避難ガイドライン）を明記

- ・避難時に注意すべき点を事例を含めて明記

記載案

避難時の注意点(3) 事象毎の避難時の注意点

【水害時・土砂災害時】

- ・河川沿いの道路、堤防上を歩くことは避けて、できるだけ高い道路を選び、側溝や水路に転落しないよう注意する。
- ・崖や急傾斜地沿いの道路はとおらないように避難する。
- ・万が一、避難が遅れて危険が迫った場合は、近くの丈夫な高い建物へ避難する

【地震時】

- ・落下物に注意し、高いビル沿いから離れて道の中央付近を歩いて避難する。
- ・倒壊した建物、電柱等、ガラス等の散乱物を避け、安全な経路を選択して避難する。
- ・火災等に留意し、火災の延焼の危険がある場所を避けて避難する。

【津波時】

- ・可能な限り近隣で高い場所への避難(垂直避難)を心がける
- ・車ででの避難は渋滞等の発生を招くため出来るだけさげ、渋滞に巻き込まれた場合は、車両を放棄して徒歩により近くの高く丈夫な建物へ避難する